

別添

## 合法性等の証明された木材の普及促進事業の概要

趣旨： 違法伐採問題は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって重要な課題となっており世界各国において具体的な対策が進められています。

我が国は、平成18年度より「グリーン購入法」により、政府調達の対象とする木材・木材製品については、合法性、持続可能性が証明されたものを優先調達する措置を導入したところです。

このような状況の中、国内の木材関連業界において、合法性等が証明された木材・木材製品の円滑な供給を可能とする体制を整備するため、「違法伐採総合対策推進事業」を平成18年度から3年間実施し、政府調達に必要な供給体制が概ね整備されつつあります。

しかしながら、我が国での違法伐採対策を一層効果的に行うためには、合法性等の証明された木材・木材製品を政府調達のみならず、民間の市場及び一般消費者の中に浸透させ、市場を合法性等の証明された木材・木材製品で満たし、違法に伐採された木材・木材製品を市場から排除する必要があります。

このため、本事業では、木材供給事業者に対して、一般消費者まで供給可能な合法性等の証明された木材・木材製品の円滑な供給体制の整備を行い、また、一般企業・消費者等に対して、違法伐採対策の重要性や合法性等の証明された木材・木材製品の普及拡大を行います。

事業種目	合法性等の証明された木材・木材製品供給体制整備事業		
実施種目	実施内容	補助対象経費	備考
1 委員会開催費	各業界団体による自主的な取組の実効性を高めることを目的として、木材関係業界、環境 NGO、学識経験者、自治体等から構成される委員会を設置し、供給体制の拡大整備のための業界団体による自主的な取組のあり方等について、情報交換・意見交換等を行います。	ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 使用料及び賃借料	補助金の額 55,000 千円 補助率 定額
2 合法木材供給体制整備事業	各業界団体による自主的な取組の段階的な改善と合法性、持続可能性が証明された木材利用の推進の拡大を図るため、木材生産・加工・流通・消費に関わる地方公共団体、森林所有者、木材関係業界、諸外国の木材関係企業等に対して、普及・啓発活動を実施します。 基本的には、委員会等における議	ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 委託料 ク 使用料及び賃借料	

	論を踏まえて、供給体制整備事業の基本方針等が決定されることになると考えられますが、課題提案書には、普及啓発対象者（木材関係業界、地方公共団体、加工、流通等）、普及啓発方法（説明会、セミナー、パンフ、ポスター、新聞、雑誌、ホームページ、イベント展示、移動相談会の開催等）、スケジュール等について、記述してください。	
3 合法木材信頼性向上事業	<p>各業界団体による自主的な取組の段階的な改善を図るため、業界団体による自主的な取組について実地での調査・検証、研修等を実施します。</p> <p>基本的には、委員会等における議論を踏まえて、信頼性向上事業の基本方針等が決定されることになると考えられますが、課題提案書には、検証内容、検証方法、研修方法、スケジュール等について、記述してください。</p>	<p>ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 委託料 ク 使用料及び賃借料</p>

事業種目	合法性等の証明された木材・木材製品普及拡大事業		
実施種目	実施内容	補助対象経費	備考
1 委員会開催費	<p>合法性等の証明された木材・木材製品の安定的供給を図ることを目的として、木材関係業界、建設関係業界、消費者団体、環境 NGO、学識経験者、自治体等から構成される委員会を設置し、普及啓発活動のあり方等について、情報交換・意見交換等を行います。</p>	<p>ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 使用料及び賃借料</p>	<p>補助金の額 46,000 千円 補助率 定額</p>
2 合法木材普及支援事業	<p>合法性等の証明された木材利用の推進の拡大を図るため、情報提供を行う窓口を開設する団体を支援します。また、情報提供に必要な木材生産国の情報等の調査を実施します。</p> <p>基本的には、委員会等における議</p>	<p>ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費</p>	

	<p>論を踏まえて、普及支援事業の基本方針等が決定されることになると考えられますが、課題提案書には、普及啓発対象者（木材関係業界、地方公共団体、加工、流通等）、情報提供窓口の開設方法、木材生産国の調査方法（国内外）、スケジュール等について、記述してください。</p>	<p>キ 委託料 ク 使用料及び賃借料</p>	
<p>3 合法木材普及啓発事業</p>	<p>合法性等の証明された木材を一般企業や一般消費者等まで利用推進の拡大を図るため、合法性等の証明された木材・木材製品を利用することの重要性とその意義などについて普及啓発活動を支援します。</p> <p>基本的には、委員会等における議論を踏まえて、普及啓発事業の基本方針等が決定されることになると考えられますが、課題提案書には、普及啓発対象者（一般消費者、一般企業、消費者団体、流通関係業界、木材関係業界、地方公共団体等）、普及啓発方法（説明会、セミナー、パンフ、ポスター、新聞、雑誌、ホームページ、イベント展示、移動相談会の開催等）、スケジュール等について、記述してください。</p>	<p>ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 委託料 ク 使用料及び賃借料</p>	